

令和7年3月26日

安城市長 三星元人様

安城市水道事業及び下水道事業審議会

会長

齊藤 由里恵

適正な水道料金のあり方について（答申）

令和6年2月13日付け5業務第9号で諮問のありました適正な水道料金のあり方について、本審議会において慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得ましたので答申します。

答 申 書

適正な水道料金のあり方について

令和 7 年 3 月 2 6 日

安城市水道事業及び下水道事業審議会

本文

1 答申事項

(1) 料金算定期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間とする。

(2) 水道料金

平均改定率15%の改定が必要である。

基本料金は水道メーター口径に関わらず一律15%、水量料金は水量区分に関わらず一律15円の定額改定が望ましい。

給水の用途別の料金設定について、公衆浴場用は廃止することが妥当である。

(3) 料金表

基本料金（1か月、税抜き）

用途	メーター口径	料金
一般用 臨時用	13mm	690円
	20mm	1,150円
	25mm	2,880円
	40mm	8,740円
	50mm	14,030円
	75mm	31,050円
	100mm	57,500円

水量料金（1か月、税抜き）

用途	水量区分	料金
一般用	1～10m ³	65円
	11～20m ³	105円
	21～30m ³	140円
	31～50m ³	180円
	51～100m ³	205円
	101m ³ 以上	225円
臨時用		295円

3 附帯意見

(1) 経営戦略の改定

現行経営戦略は令和5年度に改定されたものであるが、能登半島地震を契機に耐震工事等の計画見直し、県営水道料金の連続的な値上げ等、安城市の水道事業の今後の見直しを見直す重要な変化があったことから、その収支計画等の見直しを行うべきである。また、今後は、国が進める上下水道一体の取組を検討していただきたい。

(2) 一層の経営改善に向けた取り組み

給水人口の減少や県営水道料金の値上げ改定、物価上昇等、安城市の水道事業を取り巻く環境は依然厳しい状況にあるといえる。こうした状況を踏まえ、施設の統廃合、業務の見直し、DX（デジタルトランスフォーメーション）の活用等、経営改善に向けた一層の取組を進めていくべきである。

(3) 今後の料金改定

今回の水道料金改定については、料金算定期間を令和8年度から令和11年度までに設定し検討を行ったものであるが、今後も、給水人口の減少等に伴う給水収益の減少や物価上昇等が予測されることから、水道料金のあり方についても、環境変化を的確に捉えたうえで、継続的に検討を行っていくべきである。

(4) 料金改定に関する使用者への十分な説明

今回水道料金の改定が必要となった経緯、更には今回検討した料金算定期間以後の見直しについても、適時に、分かりやすく使用者に周知するべきである。また、将来を担う世代にも身近な水道に関心をもってもらいたくための説明は今後も引き続き行うべきである。加えて、料金改定が必要となった背景については、県営水道料金の値上げや物価上昇等だけではなく、災害時においても安定的に水を使用者に供給するための投資に係る費用を賄うという側面もあるため、料金負担という形で使用者に支えられることによって、安城市の水道がより安定的なものになるという前向きなメッセージを発信していただきたい。